

# 鹿児島県公報

令和7年12月12日(金) 第677号



鹿児島県

発行 鹿児島県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編集 総務部 学事法制課  
定例発行日(毎週火, 金)

## 目次

(※については例規集登載事項)

ページ

## 告

## 示

○保安林の指定の解除予定(2件)	(森づくり推進課取扱い) 1
○保安施設地区の指定予定の通知	(森づくり推進課取扱い) 2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	(高齢者生き生き推進課取扱い) 2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者生き生き推進課取扱い) 3
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者生き生き推進課取扱い) 3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	(高齢者生き生き推進課取扱い) 4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者生き生き推進課取扱い) 4
○くろまぐろ(小型魚)の採捕の停止	(水産振興課取扱い) 4
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地整備課取扱い) 5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)	(砂防課取扱い) 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(南薩地域振興局取扱い) 6
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(大隅地域振興局取扱い) 6
<b>公 告</b>	
○開発行為に関する工事の完了公告	(建築課取扱い) 6
○落札者等の公告	(会計課取扱い) 7

## 告 示

### 鹿児島県告示第702号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和7年12月12日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 解除予定保安林の所在場所

肝属郡肝付町岸良字大原1601番1(次の図に示す部分に限る。), 1601番9

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第703号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和7年12月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
肝属郡肝付町岸良字大原1601番1 (次の図に示す部分に限る。), 1601番9
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第704号**

森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安施設地区として指定する予定である旨の通知があった。

令和7年12月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安施設地区予定地区の所在場所  
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱26号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱26号を結んだ線により囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）  
指宿市（国有林）
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 4 指定の有効期間  
7年  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第705号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和7年12月12日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
奄美佳南園訪問入浴事業所	奄美市名瀬平田町7-15	社会福祉法人聖隸福祉事業団	静岡県浜松市中央区元城町218-26	青木 善治	令和7年9月30日	訪問入浴介護
屋久島社協訪問入浴介護事業所	熊毛郡屋久島町宮之浦2467番地19	社会福祉法人屋久島町社会福祉協議会	熊毛郡屋久島町宮之浦2467番地19	局 富美男	令和7年9月30日	訪問入浴介護
訪問介護セカンドライフ	出水市福ノ江町1226番地	セカンドライフ合同会社	出水市福ノ江町1226番地	永岩美津子	令和7年10月31日	訪問介護
訪問介護西福	姶良郡湧水町恒	株式会社西福	姶良郡湧水町恒	前田 茂	令和7年	訪問介護

	次字大門口1105 番3		次字大門口1105 番2		10月31日	
訪問介護ブルーム屋久島	熊毛郡屋久島町 一湊231-3	さくら総合事務所株式会社鹿児島支店	熊毛郡屋久島町 一湊231-3	細田 佳之	令和7年 10月31日	訪問介護
訪問看護ステーション結愛(ゆめ)	伊佐市大口里 484	有限会社エヌアンドエッチ	伊佐市大口里 484	西 秀雄	令和7年 10月31日	訪問看護
くすのき	南さつま市加世田本町50-20	有限会社グループホーム加世田	南さつま市加世田本町50-20	楠元 慶明	令和7年 10月31日	福祉用具貸与
くすのき	南さつま市加世田本町50-20	有限会社グループホーム加世田	南さつま市加世田本町50-20	楠元 慶明	令和7年 10月31日	特定福祉用具販売

## 鹿児島県告示第706号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和7年12月12日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特別養護老人ホーム恵風	南さつま市加世田地頭所1600番地	社会福祉法人椎原寿恵会	佐賀県鳥栖市村田町1250番地1	中川原 章	令和7年 9月28日	短期入所生活介護
訪問看護ステーションメティス	鹿屋市西原一丁目2番10号フレンドハイツ	株式会社アフターエフェクト	鹿屋市西原一丁目2番10号フレンドハイツ	山田 元気	令和7年 10月1日	訪問看護
ほっとBASE訪問看護ステーション	薩摩川内市御陵下町37-14	株式会社We1l-B eing BASE	薩摩川内市御陵下町36-6レジデンス陵207	落 彩夢	令和7年 10月1日	訪問看護
訪問看護ステーションこんにちわ	薩摩川内市田崎町630-16	社会福祉法人市比野福祉会	薩摩川内市樋脇町市比野3200番地118	鉢之原律子	令和7年 10月1日	訪問看護
デイサービスセンターすいせん	姶良市東餅田3352番地1	社会福祉法人建昌福祉会	姶良市東餅田2602番地	伊東 安男	令和7年 10月1日	通所介護
訪問看護ステーションこめっと	姶良市西餅田3444番地36	E V E L L B E R I C H 合同会社	姶良市西餅田3444番地36	徳島 崇史	令和7年 11月1日	訪問看護
リハビリ特化型デイサービス屋久ベガス	熊毛郡屋久島町尾之間14番地2	株式会社Hibari-Imedi	熊毛郡屋久島町尾之間913番地1	岩切 里美	令和7年 11月1日	通所介護

## 鹿児島県告示第707号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設として指定した。

令和7年12月12日

鹿児島県知事 塩田康一

施設		指定介護老人福祉施設の開設者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

特別養護老人ホーム恵風	南さつま市加世田地頭所1600番地	社会福祉法人椎原寿恵会	佐賀県鳥栖市村田町1250番地1	中川原 章	令和7年9月28日	介護福祉施設サービス
-------------	-------------------	-------------	------------------	-------	-----------	------------

## 鹿児島県告示第708号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和7年12月12日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
奄美佳南園訪問入浴事業所	奄美市名瀬平田町7-15	社会福祉法人聖隸福祉事業団	静岡県浜松市中央区元城町218-26	青木 善治	令和7年9月30日	介護予防訪問入浴介護
訪問看護ステーション結愛（ゆめ）	伊佐市大口里484	有限会社エヌアンドエッチ	伊佐市大口里484	西 秀雄	令和7年10月31日	介護予防訪問看護
くすのき	南さつま市加世田本町50-20	有限会社グループホーム加世田	南さつま市加世田本町50-20	楠元 慶明	令和7年10月31日	介護予防福祉用具貸与
くすのき	南さつま市加世田本町50-20	有限会社グループホーム加世田	南さつま市加世田本町50-20	楠元 慶明	令和7年10月31日	特定介護予防福祉用具販売

## 鹿児島県告示第709号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和7年12月12日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特別養護老人ホーム恵風	南さつま市加世田地頭所1600番地	社会福祉法人椎原寿恵会	佐賀県鳥栖市村田町1250番地1	中川原 章	令和7年9月28日	介護予防短期入所生活介護
訪問看護ステーションメティス	鹿屋市西原一丁目2番10号フレンドハイツ	株式会社アフターエフェクト	鹿屋市西原一丁目2番10号フレンドハイツ	山田 元気	令和7年10月1日	介護予防訪問看護
訪問看護ステーションこんにちわ	薩摩川内市田崎町630-16	社会福祉法人市比野福祉会	薩摩川内市樋脇町市比野3200番地118	鉢之原律子	令和7年10月1日	介護予防訪問看護
訪問看護ステーションこめっと	姶良市西餅田3444番地36	E V E L L B E R I C H 合同会社	姶良市西餅田3444番地36	徳島 崇史	令和7年11月1日	介護予防訪問看護

## 鹿児島県告示第710号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙1-3に規定する鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁

業（下半期）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を超えており、法第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認める。

なお、鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）においてくろまぐろ（小型魚）の採捕をしてはならない期間は、令和7年12月13日から令和8年3月31日までの間とする。

令和7年12月12日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県告示第711号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和7年11月4日付で両根占土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年12月12日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県告示第712号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年12月12日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区域																				
宇宿4地区	<p>鹿児島市宇宿の区域内の土地のうち、次に掲げる座標点の1点から9点までを順次直線で結んだ線及び同座標点の1点と9点を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域</p> <table> <thead> <tr> <th>座標点</th><th>座標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1点</td><td>北緯31度33分09秒7071, 東経130度31分52秒1954</td></tr> <tr> <td>2点</td><td>北緯31度33分09秒6646, 東経130度31分52秒8416</td></tr> <tr> <td>3点</td><td>北緯31度33分08秒9529, 東経130度31分53秒7129</td></tr> <tr> <td>4点</td><td>北緯31度33分08秒2924, 東経130度31分56秒2311</td></tr> <tr> <td>5点</td><td>北緯31度33分08秒0617, 東経130度31分56秒2379</td></tr> <tr> <td>6点</td><td>北緯31度33分06秒8688, 東経130度31分54秒9765</td></tr> <tr> <td>7点</td><td>北緯31度33分06秒8109, 東経130度31分52秒6458</td></tr> <tr> <td>8点</td><td>北緯31度33分08秒3577, 東経130度31分52秒4213</td></tr> <tr> <td>9点</td><td>北緯31度33分09秒0702, 東経130度31分51秒9523</td></tr> </tbody> </table>	座標点	座標値	1点	北緯31度33分09秒7071, 東経130度31分52秒1954	2点	北緯31度33分09秒6646, 東経130度31分52秒8416	3点	北緯31度33分08秒9529, 東経130度31分53秒7129	4点	北緯31度33分08秒2924, 東経130度31分56秒2311	5点	北緯31度33分08秒0617, 東経130度31分56秒2379	6点	北緯31度33分06秒8688, 東経130度31分54秒9765	7点	北緯31度33分06秒8109, 東経130度31分52秒6458	8点	北緯31度33分08秒3577, 東経130度31分52秒4213	9点	北緯31度33分09秒0702, 東経130度31分51秒9523
座標点	座標値																				
1点	北緯31度33分09秒7071, 東経130度31分52秒1954																				
2点	北緯31度33分09秒6646, 東経130度31分52秒8416																				
3点	北緯31度33分08秒9529, 東経130度31分53秒7129																				
4点	北緯31度33分08秒2924, 東経130度31分56秒2311																				
5点	北緯31度33分08秒0617, 東経130度31分56秒2379																				
6点	北緯31度33分06秒8688, 東経130度31分54秒9765																				
7点	北緯31度33分06秒8109, 東経130度31分52秒6458																				
8点	北緯31度33分08秒3577, 東経130度31分52秒4213																				
9点	北緯31度33分09秒0702, 東経130度31分51秒9523																				

### 鹿児島県告示第713号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び姶良・伊佐地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年12月12日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区域								
宇都地区	<p>霧島市隼人町松永の区域内の土地のうち、次に掲げる座標点の1点から21点までを順次直線で結んだ線及び同座標点の1点と21点を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域</p> <table> <thead> <tr> <th>座標点</th><th>座標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1点</td><td>北緯31度47分01秒2168, 東経130度45分45秒1139</td></tr> <tr> <td>2点</td><td>北緯31度47分02秒3066, 東経130度45分45秒6264</td></tr> <tr> <td>3点</td><td>北緯31度47分03秒3353, 東経130度45分46秒7497</td></tr> </tbody> </table>	座標点	座標値	1点	北緯31度47分01秒2168, 東経130度45分45秒1139	2点	北緯31度47分02秒3066, 東経130度45分45秒6264	3点	北緯31度47分03秒3353, 東経130度45分46秒7497
座標点	座標値								
1点	北緯31度47分01秒2168, 東経130度45分45秒1139								
2点	北緯31度47分02秒3066, 東経130度45分45秒6264								
3点	北緯31度47分03秒3353, 東経130度45分46秒7497								

4点	北緯31度47分03秒3126, 東経130度45分47秒1155
5点	北緯31度47分03秒4995, 東経130度45分47秒8162
6点	北緯31度47分03秒1464, 東経130度45分49秒3595
7点	北緯31度47分03秒4573, 東経130度45分49秒6831
8点	北緯31度47分03秒6858, 東経130度45分50秒7170
9点	北緯31度47分03秒4342, 東経130度45分51秒3931
10点	北緯31度47分03秒6370, 東経130度45分52秒9326
11点	北緯31度47分03秒6500, 東経130度45分53秒4377
12点	北緯31度47分02秒6115, 東経130度45分53秒4906
13点	北緯31度47分02秒0412, 東経130度45分52秒5624
14点	北緯31度47分00秒3541, 東経130度45分50秒6185
15点	北緯31度47分00秒3880, 東経130度45分49秒7005
16点	北緯31度47分00秒9484, 東経130度45分49秒1462
17点	北緯31度47分00秒4064, 東経130度45分47秒5788
18点	北緯31度47分00秒6666, 東経130度45分47秒2010
19点	北緯31度47分00秒7806, 東経130度45分46秒1642
20点	北緯31度47分00秒5511, 東経130度45分45秒8760
21点	北緯31度47分00秒8798, 東経130度45分45秒1970

## 南薩地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和7年12月12日

南薩地域振興局長 川畠敬郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
Activity Place Shin-KA TSUME STATION	南九州市川辺町中山田1155番地1	一般社団法人東加世田会	南九州市川辺町中山田285番地	熊須 大祐	令和7年12月1日	生活介護

## 大隅地域振興局告示第37号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和7年12月12日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援・放課後等デイふあーすと	志布志市有明町野井倉2226-1	特定非営利活動法人ふあーすと	志布志市有明町野井倉1337番地10	八久保理香	令和7年11月1日	保育所等訪問支援

## 公 告

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年12月12日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(1工区)

南九州市穂娃町牧之内字石切場9311番2の一部、9311番5の一部及び9311番8の一部並びに字石切場西9403番1の一部、9403番3の一部、9403番5の一部、9407番1の一部、9408番の一部、9410番1の一部、9411番の一部及び9415番1の一部

## 2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 南九州市穂娃町牧之内字石切場9311番2の一部、9311番5の一部及び9311番8の一部並びに字石切場西9403番1の一部、9403番3の一部及び9403番5の一部

## 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

南九州市穂娃町牧之内9325番地

松元機工株式会社

代表取締役 松元雄二

## 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和7年12月12日

鹿児島県警察本部長 岩瀬聰

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

交通規制等管理システムの賃貸借 一式

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県警察本部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町10番1号

## 3 落札者を決定した日

令和7年10月21日

## 4 落札者の氏名及び住所

アトミクス株式会社

東京都板橋区舟渡三丁目9番6号

## 5 落札金額

55,440,000円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 一般競争入札の公告を行った日

令和7年8月12日